7 新型コロナウイルス感染症に対する考え方

(1) 療養期間の考え方

 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、 外出を控えることを推奨します。



国立感染症研究所のデータによれば、発症後 3 日間は感染性のウイルスの平均的排出量が非常に多く、5 日間経過後は大きく減少する(5 日間経過後のウイルス排出量は、発症日の20分の1~50分の1程度)といわれています。このことから、特に発症後5 日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

・発症後 10 日間が経過するまでは、ウイルスを排出する可能性があるので、周囲へうつさない配慮は必要です。不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。



(2)検査について



検査についての考え方

- インフルエンザなどのように、本来検査とは「治療」のためにあるものです。
 そのため、症状が出たら検査を行い、陽性であれば抗ウイルス薬の処方や症状に応じた治療、そして新たなゾーニングが検討される形での検査実施が理想です。
 スクリーニングは必須としません。
- ・ 感染が疑われる重症化リスクの高い方を、早期に適切な治療へつなげることが 重要です。
- 抗原検査(定性)の感度から、無症状者の場合は陰性と出ても、必ずしも感染していないとは言えません。無症状者への抗原検査(定性)は、費用と業務と受検者への負担なども考えながらご検討ください。

■ 症状がある方への抗原検査を基本とします。

■ 抗原定性検査キットにて施設で検査を実施する場合は、国が承認した「医療用医薬品」または「一般用医薬品」検査キットをお使いください。キットが入っている箱に「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と記載されています。

NG

研究用検査キット

■ 「研究用」と表示されている検査キットは、性能等が確認されていない ので、コロナ罹患の有無を調べる目的での使用にはご注意ください。

注意

- 抗原検査のタイミングは、感染初期はまだウイルス排出量が少ないので 検出できないことがあります。基本的には発熱・咳や咽頭痛など症状が 出てから、半日~1日程度待って検査することをお勧めします。
- <u>検査で陰性になっても、発熱や咳などの症状が続く場合は、医療機関に</u>相談しましょう。
- <u>療養期間が終了する際の検査は不要です</u>! 療養解除された方でも、1ヶ月程度は陽性の結果となることがあります。10日が経過するまではウイルスを排出する可能性があるので、周囲へうつさない配慮は必要です。

(3) 保健所への届け出の目安

施設での新型コロナウイルス感染症発生状況が、以下のいずれかに該当する場合、 電子申請届出システムにより発生報告をします。

緊急時は、電話による報告でも構いません。

- 1) 死亡者又は重篤者が1週間以内に2名以上発生
- 2) 10 名以上又は全利用者の半数以上発生
- 3) 上記に該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生 が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合
- 4) その他、発生人数を問わず、施設等での相談や支援を希望する場合 <社会福祉施設等 集団発生時の保持等への保健所等への報告が必要な場合(抜粋)
- ※ 報告書は、保健所、社会福祉課で各々報告内容を確認し、感染対策困難時の助言や 行政検査、医療職応援派遣の相談等に対応します。

電子申請届出システムによる届出方法はこちらから



釧路総合振興局ホームページ(釧路保健所または社会福祉課)

社会福祉施設等で陽性者が発生した場合等の報告について(令和5年5月8日以降)

- 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課 (hokkaido.lg.jp) https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/167739.html

【問い合わせ先】

- 釧路保健所
- 釧路総合振興局社会福祉課

(代) 0154-65-5811 0154-43-9254